

(写)

富労発基 0805 第 1 号  
令和 6 年 8 月 5 日

富山地方最低賃金審議会  
会 長 長尾 治明 殿

富山労働局長  
小 島 悟 司

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同条第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金